

2018年 3月 2日

一般社団法人富山県経営者協会
会長 金岡克己 殿

日本労働組合総連合会富山県連合会
会長 辻富政 光



要 請 書

貴協会には日頃より連合富山の諸活動に対し深いご理解とご高配を賜り、心より感謝を申し上げます。

2018 春季生活闘争は「賃上げの拡がり」と「働き方の見直し」を同時に推し進め、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」をめざす闘争であると認識しております。

わが国のGDPと賃金水準は改善の傾向にありますが、個人消費は伸びていません。日本全体を覆う漠然とした不安を払拭するために、私たち連合がめざすのは、「賃金は上がるもの」という社会的合意をもう一度日本全体に定着させることです。「経済の自律的成長」という「正のスパイラル」をより高く大きく、社会全体の隅々まで届けていくためには、過去より取組んできた「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」の考え方を継続・定着・前進させていくことが重要です。これまで築き上げてきた「賃上げ」の流れが大きくなうねりとなるよう、産業あるいは社会全体を巻き込み、今こそ社会に拡がりのある春季生活闘争を展開する必要があります。

一方で、私たち連合は、超少子高齢化・人口減少社会による人口動態の変化や技術革新によって生活や「働くこと」に対するマインドが変化することを見越して、「働き方」を見直さなければならないと課題提起してきました。ようやく、「働き方改革」が社会全体で課題として認識されつつありますが、「働き方」は産業・企業・職場によって様々です。職場実態を見極め、改善を進めることは、職場を熟知した労使にしかできません。健全な労使関係にもとづいた取り組みが、勤労者、企業、社会を豊かにしていく、という労使機能の重要性を、「働き方」の見直しを通じて改めて社会に発信していくものとしします。

労使が職場の課題に真摯に向き合い取り組みを展開することで社会全体を豊かにすることが春季生活闘争の役割であり使命でもあると考えております。

貴協会におかれましては、本要請を富山県下に働く者の総意として受けとめ、会員である各企業・事業所に対してご指導を頂きますよう要請致します。

1. 賃上げ要求

(1) 月例賃金の引き上げ

「底上げ・底支え」「格差是正」の観点から2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度賃金を引き上げること。

(2) 規模間格差の是正（中小の賃金引き上げ）

中小企業においては、月例賃金のみならず一時金、退職金などについて、大手との格差が拡大する傾向にある。このような状況を改善するため中小企業の賃金を「賃金カーブ維持相当分4,500円」を含め10,500円以上を目安に引き上げること。

(3) 雇用形態間格差の是正（非正規労働者の賃金の引き上げ）

非正規労働者の賃金の引き上げについては、正規労働者の賃金改定状況を参考に「だれもが時給1,000円以上」の水準をめざして引き上げること。

(4) 男女間賃金格差の是正

男女の勤続年数や管理職比率の差異が男女間の賃金格差の主要因となっていることから、企業における男女間賃金格差の是正に向けて問題点を点検し、改善へ向けた取り組みを進めること。

(5) 企業内最低賃金

企業内最低賃金を産業の公正基準を担保するにふさわしい水準を確保し、協定化を図ること。また、すべての賃金の基礎である初任給についても社会水準を確保すること。

(6) 一時金

年間収入を確保・向上させるため、昨年実績を確保するとともに水準アップをはかること。

2. すべての労働者の立場にたった働き方の実現

(1) 中小企業における長時間労働の是正

長時間労働を是正するためにも36協定の重要性と内容を理解し、適正に締結した上で、労働時間の厳格な管理など職場での取り組みを強化すること。

(2) 中小企業における年次有給休暇の取得推進

取得率が大手組合に比べて低い現状を踏まえて、働き方・休み方の見直しの観点にたち、年次有給休暇取得促進の取り組みを積極的に推進すること。

(3) 非正規労働者の処遇改善

非正規労働者の処遇改善に向け、昇給ルールを導入、一時金の支給、福利厚生や安全管理、社会保険への加入などの労働条件の改善を進めるとともに、正社員への転換をはかること。また、2018年4月より労働契約法18条に基づく有期契約労働者の無期転換への転換開始への周知・徹底に努めること。

3. ワーク・ライフ・バランスの実現

健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現をめざし、「長時間労働の是正」を図るとともに、年間総労働時間 1800 時間に向けた取り組みを強力に推進すること。

また、少子高齢化・人口減少社会が進む中で、育児・介護・家事や地域社会の中で社会的責任を果たす時間の確保も重要となっている。

こうした観点を含めた「ワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組むこと。さらには、人手不足に対応した、適正な人員確保や人材の育成・教育などに取り組むこと。

4. 法定最低賃金の引き上げ

現在の法定最低賃金は、欧米の先進諸国の水準より低位にある。2010 年 6 月の政労使による「雇用戦略対話」の「2020 年までのできるだけ早い時期に全国平均時給 1,000 円をめざす」の合意達成に向け、金額改正を支援すること。

また、金額改正審議にあたっては労使のイニシアティブを発揮し、Bランクに相応しい水準への改正すること。

5. 公正取引の実現

中小・下請け企業に働く労働者の底上げと大手との格差是正に向け、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分と公正取引を実現すること。

以 上